

障がい者活躍推進計画

機関名	美唄市議会
任命権者	美唄市議会議長
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
美唄市議会における障がい者雇用に関する課題	美唄市議会においては、職員総数５人の小規模な機関であり、職員の全員が市長部局からの出向者で構成されており、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、また、障がいのある職員も在籍していない。 職員は、人事異動において障害のある職員の在籍する部署に配属される可能性があり、障がいに対する理解の促進が重要となる。
目標	
１ 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
２ 定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
１ 障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。 （令和２年４月選任予定）
２ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○市長部局で行う、職務の選定及び創出に積極的に協力する。 ○現在、障がい者である職員は在籍していないが、身体障がい者等により業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、労働局など関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。
３ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４ その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

